

川崎市公印規則及び川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 7 号

川崎市公印規則及び川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

(川崎市公印規則の一部改正)

第1条 川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）の一部を次のように
改正する。

別表第1 専用公印の表中

「

27	特定中小企業者認定事務市長印	〃	方21	中小企業信用 保険法第2条 第5項及び第 6項並びに東 日本大震災に 対処するため の特別の財政 援助及び助成 に関する法律 第128条第 1項の規定に よる認定事務 専用	経済労働局経 営支援部金融 課長及び中小 企業溝口事務 所長	経済労働局 経営支援部 金融課及び 中小企業溝 口事務所
----	----------------	---	-----	--	--	--

」

を

「

27	特定中小企業者認定事務専用市長印	〃	方21	中小企業信用 保険法第2条 第5項及び第 6項並びに東 日本大震災に 対処するため の特別の財政 援助及び助成 に関する法律 第128条第 1項の規定に よる認定事務 専用	経済労働局経 営支援部金融 課長及び中小 企業溝口事務 所長	経済労働局 経営支援部 金融課及び 中小企業溝 口事務所
----	------------------	---	-----	--	--	--

」

に、

「

60	住民登録事務専用共通 区長印	れい 書	縦4 横12	個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書専用	区役所区民サービス部区民課長	区役所区民サービス部区民課
----	-------------------	---------	-----------	---------------------------	----------------	---------------

を

「

60	住民登録事務専用共通 区長印	れい 書	縦4 横12	個人番号カード、在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書及び特定特別永住者証明書専用	区役所区民サービス部区民課長	区役所区民サービス部区民課
----	-------------------	---------	-----------	--	----------------	---------------

」

に改める。

(川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年川崎市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第14条の表の1の項（3）中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。